

第4章 搭乗者傷害補償条項

（本組合の支払責任）

第1条 本組合は、被共済者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含む。以下同様とします。）を被った場合は、この搭乗者傷害補償条項および一般条項に従い、共済金（死亡共済金、後遺障害共済金および医療共済金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

- （1）自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の運行に起因する事故
- （2）共済契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または共済契約自動車の落下

2. 前項の傷害には、次のものを含みません。

- （1）日射、熱射または精神的衝動
- （2）被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

（被共済者）

第2条 この搭乗者傷害補償条項における被共済者は、共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者としします。ただし、次の者は含みません。

- （1）極めて異常かつ危険な方法で共済契約自動車に搭乗中の者
- （2）業務として共済契約自動車を受託している共済契約者以外の自動車取扱業者（注2）

（注1）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注2）自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（個別適用）

第3条 この搭乗者傷害補償条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

（共済金を支払わない場合－1）

第4条 本組合は、次のいずれかに該当する傷害については、共済金を支払いません。

- （1）被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- （2）被共済者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行（注1）している場合または酒気を帯びもしくは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた傷害
- （3）被共済者が、共済契約者の承諾を得ないで共済契約自動車に搭乗中に生じた傷害
- （4）被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- （5）共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用している場合または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた傷害

(6) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

2. 傷害が共済金を受取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、本組合はその者の受取るべき金額については、共済金を支払いません。

3. 本組合は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病（注2）に対しては、共済金を支払いません。

（注1）運転に限らず、クレーン、玉掛け、フォークリフトなど、固有の装置の操作に資格が必要な場合を含みます。

（注2）たんどく 丹毒、りんぼ 淋巴腺炎、はいけつしょう 敗血症、はしょうふう 破傷風等をいいます。

（共済金を支払わない場合－2）

第5条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた傷害については、共済金を支払いません。

（1）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（2）地震、噴火、または津波

（3）核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

（4）前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

（5）第2号から第4号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（死亡共済金）

第6条 本組合は、被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、自動車共済証書記載の共済金額を死亡共済金として被共済者の法定相続人に支払います。

2. 第1項の被共済者の法定相続人が2名以上である場合（注）は、法定相続分の割合により、死亡共済金を法定相続人に支払います。

3. 被共済者に対し既に支払った後遺障害共済金がある場合は、自動車共済証書記載の共済金額からすでに支払った金額を差引いて、その残額を支払います。

（注）法定相続人の同意があった場合は除く。

（後遺障害共済金）

第7条 本組合は、被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に第2章自損補償条項別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる後遺障害が生じた場合は、自動車共済証書記載の共済金額に各後遺障害等級表の等級に定める最も高い共済金支払割合を乗じた金額を後遺障害共済金として、被共済者に支払います。

2. 別表2-1（後遺障害等級表2-1）および別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げてい

ない後遺障害については、自動車損害賠償保障法施行令第2条（保険金額）ならびに事故発生日に対応する同施行令別表の障害等級を原則として「労災補償 障害認定必携」（注）の障害認定基準に準じて後遺障害等級を認定するものとします。

3. 同一事故により、別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の各号に規定する共済金支払割合を適用します。
 - （1）別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める共済金支払割合
 - （2）前号以外の場合で、別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第8級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める共済金支払割合
 - （3）前号以外の場合で、別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第13級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対応する共済金支払割合の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める共済金支払割合に達しない場合は、その合計した共済金支払割合を適用します。
 - （4）前各号以外の場合は、最も重い後遺障害の該当する等級に定める共済金支払割合
 4. すでに後遺障害のある被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合から、すでにあった後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合を差し引いた共済金支払割合
 5. 被共済者が事故発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、181日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して後遺障害共済金を支払います。
 6. この搭乗者傷害条項において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。
- （注）「労災補償 障害認定必携」は、労働者災害補償保険における障害の等級認定を集成した一般財団法人労災サポートセンターの刊行図書をいいます。

（医療共済金）

第8条 本組合は、被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として生活機能や業務能力の減失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、平常の生活または業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の各号に規定する金額を医療共済金として被共済者に支払います。

- （1）病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき、自動車共済証書記載の共済金額の1,000分の1.5
- （2）病院または診療所に通院した日数（治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、治療を受けた日数をいいます。）に対しては、その通院日数1日につき、自動車共済証書記載の共

済金額の1, 000分の1

2. 前項の医療共済金の支払いは、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日をもって限度とします。
3. 被共済者が医療共済金の支払いを受けられる期間中に、さらに医療共済金の支払いを受けられる傷害を被った場合においても、本組合は、重複して医療共済金は支払いません。

(支払共済金の競合)

第9条 本組合は、1回の事故に基づく傷害について、後遺障害共済金と医療共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

2. 本組合は、死亡共済金を支払うべき場合において、すでに支払った後遺障害共済金または医療共済金がある場合は、支払われるべき死亡共済金の額からすでに支払った金額を差し引いてその残額を支払います。

(すでに存在していた身体障害または疾病の影響等)

第10条 被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被った場合、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第1条の傷害を被った後に、その事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響によって第1条の傷害が重大となった場合は、本組合はその影響がなかった場合に相当する金額を支払います。

2. 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（本組合の支払責任）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

(本組合の責任限度額)

第11条 1回の事故につき、本組合が支払うべき共済金の額は、第6条（死亡共済金）、第7条（後遺障害共済金）および第8条（医療共済金）から第10条（すでに存在していた身体障害または疾病の影響等）までの規定による額とし、かつ、共済金額を限度とします。

(代 位)

第12条 本組合が共済金を支払った場合でも、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は本組合に移転しません。

別表 後遺障害共済金支払割合

等 級	共済金支払割合	等 級	共済金支払割合
第 1 級	100%	第 8 級	34%
第 2 級	89%	第 9 級	26%
第 3 級	78%	第 10 級	20%
第 4 級	69%	第 11 級	15%
第 5 級	59%	第 12 級	10%
第 6 級	50%	第 13 級	7%
第 7 級	42%	第 14 級	4%